

日本成人先天性心疾患学会
理事選出規定

(目的)

第1条 本規定は、日本成人先天性心疾患学会（以下、「本会」とする。）の理事選出に関する事項を定めることを目的とする。

(理事の定数)

第2条 理事は、原則として25名以上30名以内とする。

2. 医師の理事としては、循環器内科、小児循環器、心臓血管外科、その他の科の医師（産婦人科・麻酔科など）の理事数が会員数に応じて、それぞれ20%、20%、10%、10%以上となるように選出する。
3. 多領域専門職の理事としては、2名以上の理事が選出されることが望ましい。
4. 選出の際は地域性のバランスを考慮して選出する。

(資格)

第3条 本会の理事は、次の資格を備えるものとする。

- (1) 成人先天性心疾患学に対する造詣が深いこと。
- (2) 本会において活発な活動を行っていること。
- (3) 原則として評議員を経験する者。あるいは前1項および2項において評議員相当と理事会にて認められた者。
- (4) 選出される年の前年の12月1日時点において64歳以下の者。

(選出)

第4条 新理事の候補者は、理事会にて定める立候補受付期間内に、理事長宛に下記の書類を送付する。

- (1) 理事からの署名入り推薦状2名分 計2通
- (2) 履歴書 計1通
 - ・略歴
 - ・本会学術集会における発表履歴、座長履歴
 - ・業績（英文・邦文を問わない、成人先天性心疾患領域を必ず含むこと）
 - ・他学会発表履歴
2. 新理事は、理事会における3分の2以上の賛成により選出され、定時総会における出席者の過半数の賛成により承認される。

3. 同一申請年度内において、1 理事から 2 名以上の新理事候補者の推薦は認めない。
4. 理事長または理事は、新理事として相応しいと思われる者について、若干名の推薦を行うことができる。

(任期)

第 5 条 理事の任期は、定款第 23 条（法人化後の定款）に定め、再任は妨げない。

2. 再任にあたっては、次の条件を満たす者とする。
 - (1) 引き続き、理事として本会に貢献する意思のある者。
 - (2) 任期満了となる前年の 12 月 1 日時点において 64 歳以下の者。
3. 再任を希望する者は、理事会にて定める更新受付期間内に、理事長宛に下記の書類を送付する。
 - (1) 理事更新申請書

(辞任・解任)

第 6 条 やむを得ない事由により、任期中に理事を辞任したい者は、理事長までその旨を届け出し、理事長は受理後の定例理事会および定例評議員会にて報告をする。

2. 理事としてふさわしくない行為があった者について、定例総会における出席者の 3 分の 2 以上の賛成により解任することができる。
3. これらの辞任・解任、あるいは定年による評議員の補充は行わない。

(改廃)

第 7 条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。